

豊川市・音羽町・御津町合併協議会

第 4 回 会 議 資 料

日 時 平成19年7月18日 午後1時30分

会 場 豊川市役所 本庁舎3階 協議会室

豊川市・音羽町・御津町合併協議会

豊川市・音羽町・御津町合併協議会第4回会議次第

日時 平成19年7月18日(水)

午後1時30分

会場 豊川市役所 本庁舎3階 協議会室

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議録署名者の指名

4 協議事項

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (1) 「条例、規則等の取扱い」について | (P1) |
| (2) 「組織及び機構の取扱い」について | (P2) |
| (3) 「町名・字名の取扱い」について | (P3) |
| (4) 「一部事務組合等の取扱い」について | (P4) |
| (5) 「国民健康保険事業の取扱い」について | (P5) |
| (6) 「各種事務事業の取扱い 福祉関係事業」について | (P6～7) |
| (7) 「各種事務事業の取扱い 教育関係事業」について | (P8) |

5 その他

- (1) 合併協議会第5回会議について

日時 平成19年8月6日(月) 午後1時30分から

会場 豊川市民プラザ

- (2) その他

6 閉会

協議事項（1）

「条例、規則等の取扱い」について

豊川市の条例、規則等を適用する。

ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。

協議事項（2）

「組織及び機構の取扱い」について

新市の組織・機構は、市役所及び支所を基本として、次の方針に従い整備するものとし、具体的な組織・機構については、合併時までに1市2町の長が別に協議して定める。

- (1) 簡素で効率的な組織・機構を目指す。
- (2) 支所については、住民サービスが低下しないように配慮する。

協議事項（3）

「町名・字名の取扱い」について

現在の豊川市の町・字の区域及び名称は、現行のとおりとする。

現在の音羽町及び御津町の町・字の区域については現行のとおりとし、名称については、次のとおりとする。

- (1) 現在の音羽町の町・字の名称については、原則として「大字」及び「字」を削除するとともに、大字名を町名とする。ただし、現在の大字赤坂台については、「赤坂台町」とはせず、「赤坂台」とする。
- (2) 現在の御津町の町・字の名称については、原則として「大字」及び「字」を削除するとともに、御津を町名とする。

協議事項（４）

「一部事務組合等の取扱い」について

（１） 一部事務組合

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって豊川宝飯衛生組合及び愛知県市町村職員退職手当組合を脱退する。

御津町は、合併の前日をもって宝飯南部学校給食組合を脱退する。

（２） 広域連合

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって愛知県後期高齢者医療広域連合を脱退する。

（３） 協議会

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって宝飯地区広域市町村圏協議会及び東三河地方教育事務協議会を脱退する。

（４） 共同設置機構

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって宝飯郡介護認定審査会を脱退する。

（５） 事務委託

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって豊川市に対する消防事務、愛知県に対する公務災害補償認定委員会、公務災害補償審査会及び公平委員会の事務の委託の規約を廃止する。

（６） 土地開発公社

音羽町及び御津町の出資金を新市に引き継ぐものとする。

（７） 共済組合

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって愛知県市町村職員共済組合を脱退する。

協議事項（5）

「国民健康保険事業の取扱い」について

国民健康保険制度については、豊川市の例により保険料とする。

保険料率については、豊川市の例により統一する。ただし、現在の音羽町及び御津町の地域については、平成21年度まで不均一の賦課とする。

結核医療付加金支給事務については、豊川市の例により市域全体で実施する。

協議事項（6）

「各種事務事業の取扱い 福祉関係事業」について

（1） 福祉医療

1市2町で差異のある事業については、次のとおり取り扱うものとする。

精神障害者医療費支給事業については、豊川市の例による。

（2） 保育事業

1市2町で差異のある事業については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 保育料及び主食代並びに休日保育

豊川市の例による。

イ 延長保育、障害児保育及び一時保育

豊川市の例による。ただし、合併する年度は現行のとおりとし、指定園については新市において調整するものとする。

ウ 乳児保育

豊川市の例による。ただし、合併する年度は現行のとおりとし、施設状況により受け入れ不可能な場合については新市において調整する。

エ 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

豊川市の例による。ただし、合併する年度は現行のとおりとし、新市において制度のあり方について検討する。

(3) 高齢者福祉事業

1市2町で差異のある事業については、次のとおり取り扱うものとする。

ア ひとり暮らし高齢者ガス安全対策事業、訪問理美容サービス事業、在日外国人高齢者福祉手当及び家具転倒防止器具取付等事業
豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。

イ 在宅寝たきり高齢者等介護者手当
新市においては実施しない。

ウ 介護用品支給事業、敬老金支給事業
豊川市の例による。

(4) 障害者福祉事業

1市2町で差異のある事業については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 在日外国人障害者福祉手当、ガイドヘルパー派遣事業、訪問入浴サービス事業、身体障害者自動車改造費支給事業及び家具転倒防止器具取付等事業
豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。

イ 障害者手当
豊川市の例による。

(5) 児童福祉事業

新市における単独の遺児手当については、豊川市の例による。

協議事項（7）

「各種事務事業の取扱い 教育関係事業」について

学校給食の調理方式については、現行のとおりとし、新市における給食センターのあり方等を検討した後、給食センター方式として統一する。

給食費については、現行のとおりとし、新市において検討する。